

(専門部会)

- 第7 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員会が定める事項について調査・検討する。
 - 3 専門部会の専門部会長及び専門部会委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。
 - 4 専門部会長は、専門部会の会議を主宰する。
 - 5 専門部会長に事故があるときは、あらかじめ専門部会長が指定する者がその職務を代理する。

(専門部会の招集等)

- 第8 専門部会は、専門部会長が招集する。
- 2 専門部会長は、必要があると認めるときは、関係者に専門部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - 3 委員長は、専門部会に出席し、発言することができる。

(幹事)

- 第9 委員会における調査・研究の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。
- 2 幹事は、福祉保健局長が任命する。
 - 3 幹事は、委員会及び専門部会に出席し、調査・検討に必要な情報を提供する。

(会議の公開)

- 第10 委員会及び専門部会の会議は、公開で行う。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(報告)

- 第11 委員会は、検討を終了したときは、その結果について福祉保健局長に報告するものとする。

(庶務)

- 第12 委員会の庶務は、福祉保健局高齢社会対策部計画課において処理する。

(その他)

- 第13 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月16日から施行し、最終のまとめをもって廃止する。

第4節 区市町村 協議経過等

開催日	項目	主な議題・内容
平成17年 5月17日	第1回介護保険事業 (支援) 計画策定WG	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワーキンググループの設置について ○ 事業計画策定に当たっての課題、検討事項について
6月28日	計画改定に向けた 区市町村セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護予防のポイント（東京都老人総合研究所介護予防緊急対策室 大淵修一氏）」 ○ 「介護保険制度の見直しと今後の課題（厚生労働省老健局老人保健福祉計画官 松本均氏）」 ○ 「2015年の高齢社会像と区市町村の計画改定について（立教大学コミュニティ福祉学部教授 高橋紘士氏）」
7月25日	第2回介護保険事業 (支援) 計画策定WG	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域調整の基本的な考え方について ○ 介護給付等対象サービス量の見込みについて
8月12日	第1回介護保険事業 (支援) 計画担当者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定に係る今後のスケジュール ○ 都が実施した各種調査結果等 ○ 広域調整の基本的考え方について
10月12日	第3回介護保険事業 (支援) 計画策定WG	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付等対象サービスの見込量に係る留意事項について ○ 保険者意見交換会の実施方法について
11月17日 ～28日	計画担当者意見交換会 (老人保健福祉圏域別)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付等対象サービスの見込量（11月時点）に基づく整備基盤量について ○ 介護保険事業計画の策定状況等について
平成18年 1月25日	第2回介護保険事業 (支援) 計画担当者連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混合型特定施設への指定拒否権限の創設及び住所地特例の導入への都の対応について ○ 必要入所（利用）定員総数の設定について

(注) WGは、ワーキンググループ（作業部会）の略称。

